

## 特別養護老人ホーム ビハーラ横手 ご利用料金表（令和6年11月1日改定）

介護報酬内容	基本単 位	日常生活 継続支 援加算	夜勤職 員配置 加算	看護体 制加算 Ⅰ	看護体 制加算 Ⅱ	栄養マ ネジメン ト体制 強化加 算	科学的 介護推 進体制 加算	第4段階以上 31日計算（円） （市民税世帯非課税の方）						第3段階 31日計算（円） （市民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入 額等の合計が①年額80万円を超え120万円以下の方、②年額120万円を超え る方）				第2段階 31日計算（円） （市民税世帯非課 税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の 合計が年額80万円以下の方）			第1段階 31日計算（円） （高齢福祉年金受給者の方、生活保護受給者 の方）				
								①介護給付 サービス利用 料（単位）	②介護職員 等処遇改善加 算（単位）	居住費＋食費	1割負担合計金 額（円）	2割負担合計金 額（円）	3割負担合計金 額（円）	介護給付サービス利用料、介護 職員等処遇改善加算の合算（ ①＋②）	居住費＋食費（ ①の方）	合計金額	居住費＋食費（ ②の方）	合計金額	介護給付サービス利用料、介護 職員等処遇改善加算の合算（① ＋②）	居住費＋食費	合計金額	介護給付サービス利用料、介護 職員等処遇改善加算の合算（① ＋②）	居住費＋食費	合計金額	
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 従来型個室（一人部屋）	要介護度	単位/日						単位/月																	
	要介護 1	694							23,796	3,331		110,083	137,211	164,338	27,127		74,557		96,567	27,127		54,097	27,127		48,207
	要介護 2	762							25,904	3,627	82,956	112,487	142,017	171,548	29,531	47,430	76,961	69,440	98,971	29,531	26,970	56,501	29,531	21,080	50,611
	要介護 3	835	36	13	4	8	11	50	28,167	3,943	= $(1231 \times 31) + (1445 \times 31)$	115,066	147,177	179,287	32,110	= $(880 \times 31) + (650 \times 31)$	79,540	= $(880 \times 31) + (1360 \times 31)$	101,550	32,110	= $(480 \times 31) + (390 \times 31)$	59,080	32,110	= $(380 \times 31) + (300 \times 31)$	53,190
	要介護 4	903							30,275	4,239		117,470	151,983	186,497	34,514		81,944		103,954	34,514		61,484	34,514		55,594
	要介護 5	968							32,290	4,521		119,767	156,577	193,388	36,811		84,241		106,251	36,811		63,781	36,811		57,891
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） 多床室（二人部屋）	要介護度	単位/日						単位/月																	
	要介護 1	694							23,796	3,331		100,287	127,415	154,542	27,127		60,607		82,617	27,127		52,547	27,127		36,427
	要介護 2	762							25,904	3,627	73,160	102,691	132,221	161,752	29,531	33,480	63,011	55,490	85,021	29,531	25,420	54,951	29,531	9,300	38,831
	要介護 3	835	36	13	4	8	11	50	28,167	3,943	= $(915 \times 31) + (1445 \times 31)$	105,270	137,381	169,491	32,110	= $(430 \times 31) + (650 \times 31)$	65,590	= $(430 \times 31) + (1360 \times 31)$	87,600	32,110	= $(430 \times 31) + (390 \times 31)$	57,530	32,110	= $(0 \times 31) + (300 \times 31)$	41,410
	要介護 4	903							30,275	4,239		107,674	142,187	176,701	34,514		67,994		90,004	34,514		59,934	34,514		43,814
	要介護 5	968							32,290	4,521		109,971	146,781	183,592	36,811		70,291		92,301	36,811		62,231	36,811		46,111

※利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「介護保険負担限度額確認証」をお持ちの方は施設に提示することで食費・居住費の負担額が軽減されます。

※利用したサービス費の1割の利用者負担合計額が一定額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。負担上限額は負担段階第1・第2段階/15,000円。第3段階/24,600円。第4段階/37,200円（但し単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方は44,400円となります）。

## ■その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件	加算単位
初期加算	ご入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算	30
外泊時費用	ご入所者が入院及び外泊の場合にひと月6日（月を跨いだ場合は連続の最大12日）を限度として加算。（ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。）	246
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。	6
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断したご入所者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行なった場合に加算。（45日を上限とする。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。入院・外泊等中は含まないが、死亡日より45日以内であれば入院・外泊等以前も算定を行なう）死亡日以前4～30日、31日～45日以下、死亡日の前日・前々日、死亡日より加算額が決まる。	1280・680 ・144・72

（上記加算が算定された場合にも処遇改善加算の所定単位数に含まれます。その場合料金表の合計金額に変動が生じます。）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ＝所定単位数（基本単位＋加算単位）×140／1000

## ■入院や外泊でお部屋を空けておく際には、一日あたり下記の居室料をご負担いただきます。（負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの）。

従来型個室（一人部屋）	第4段階以上 1231円	第3段階① 880円	第3段階② 880円	第2段階 480円	第1段階 380円
多床室（二人部屋）	第4段階以上 915円	第3段階①②～	第2段階 430円	第1段階 負担なし	